

令和4年度 埼玉県児童虐待重大事例検証報告書の概要

(平成29年12月発生 伊奈町4歳3か月女児死亡事例)

1 検証の目的

本検証は、埼玉県児童虐待重大事例検証委員会において、平成29年12月に伊奈町で発生した4歳3か月女児死亡事例について、事実関係を把握し、そこから課題を抽出し、児童虐待による死亡事例等の未然防止・再発防止のために県や市町村など関係機関が取り組むべき対策を提言することを目的とする。

2 委員の構成等

分野	氏名	所属等
児童福祉（学識経験者）	◎大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授
心理学（学識経験者）	○須藤 明	文教大学人間科学部 教授
社会福祉（社会福祉士）	栗原 直樹	日本社会福祉士会 理事
小児医療（医師）	峯 真人	峯小児科 院長
法律（弁護士）	大谷部 雅典	新埼玉法律事務所 弁護士
母子保健（学識経験者）	関 美雪	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授

◎ 委員長、○ 副委員長

(埼玉県児童福祉審議会児童養護部会の下に設置)

3 開催状況

	開催日	場所
第1回	令和4年5月26日	埼玉会館
第2回	令和4年6月9日	埼玉会館
第3回	令和4年7月14日	埼玉会館
第4回	令和4年8月4日	埼玉会館

4 事例の概要

～ トイレトレーニングの悩みが解決しない家庭において、

両親からの暴行を受けた幼児が低栄養状態で放置され、死亡に至った事例 ～

平成29年12月、父母が低栄養状態の女児を放置し、死亡させた。

令和2年3月、本児に対して十分な食事を与える、適切な医療を受けさせるなどの生存に必要な保護を怠り、脱水や低栄養状態に基づく低体温症で本児を死亡させたとして、父母は保護責任者遺棄致死容疑で逮捕、起訴された。

令和4年2月、父母は保護責任者遺棄致死罪の実刑判決となった。

事例発生前に町が虐待通告を受け、本世帯を訪問した経過がある(非要対協管理ケース)。

【家族の状況】(年齢等は本事例発生当時)

父(28歳)、母(26歳)、兄(6歳：幼稚園)、本児(4歳3か月：集団所属なし)の4人世帯。

5 事例の主な経過

H28年7月 近隣住民から町に「雨の中、家の外に子どもが立っている」と通告。町が家庭訪問。母は本児を家の外に出した理由について「お漏らしをして謝らないので外に出した」と説明。

8月 町は「継続的な見守り必要なし」と判断。

H29年2月 本児の3歳児健診で「健康上の問題なし」との健診結果。

11月頃 本児のお漏らしが頻繁になる。

12月上旬頃 本児のお漏らしが更に頻繁になり、父母から本児への暴行が断続的に続く。本児は1回の食事が一口二口程度となり、重度の低栄養状態となる。

12月中旬頃 筋断裂により、本児は一層自力での食事が困難となる。

12月21日 本事例発生(本児の死亡が確認される)。

6 主な課題と提言

(1) 児童虐待事案における実践的対応力の向上

課題	提言（改善策）
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応を行う職員1人1人が、基本的な対応スキルを身に付けることはもとより、実践的対応力を向上させ、具体的な対応につなげる必要があるのではないか。 児童虐待担当課が、明確な意思決定プロセスの下、組織として支援方針の決定やケース管理を実施することが必要ではないか。 	<p>【県】 講義形式だけでなく、事例検討形式の研修を行うことで職員の実践的対応力の向上を図ること。各市町村の組織体制や対応件数の違いに留意し研修を実施するとともに、研修内容等について各市町村と一層の情報共有を図り、児童虐待対応職員の理解浸透に努めること。</p> <p>【市町村】 研修の積極的受講などにより、職員個人、また組織として、実践的対応力の向上に努めること。児童虐待対応マニュアルを再点検し、意思決定プロセスを明確にし、マニュアルを活用し適切に対応すること。研修等により得た知見を個人としての具体的な対応につなげることはもとより、その内容をマニュアルに落とし込み活用するなど、組織としてのノウハウとして蓄積・継承すること。</p>

(2) 内部関連部門や外部関係機関との連携強化、多角的かつ専門的知見の活用

課題	提言（改善策）
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待部門と保健部門など市町村内部の関連部門における情報共有を促進し、多部門が連携して見守り・支援を実施することが必要ではないか。 要対協を活用し、多角的かつ専門的知見に基づくアセスメントや支援方針の検討を行い、終結までの適切なケース管理に結び付ける必要があるのではないか。 	<p>【県】 通告受理件数や組織体制などに基づく各市町村の対応力を踏まえ、要対協の効果的な活用方法等の助言を行うとともに、関係機関とのネットワーク構築・連携強化を促進すること。児童相談所や保健所が専門性を生かし市町村支援を実施できるよう、効果的な執行体制の検討を行い、必要に応じた執行体制の見直しを進めること。</p> <p>【市町村】 児童虐待部門と保健部門の情報共有や協働のあり方を検討し、専門性や資源を生かした見守り・支援のあり方を構築すること。虐待リスクが家族の構造的問題である可能性を認識し、家族全体を捉えたアセスメントを行うこと。就学前の最後の健診としての3歳児健診の重要性に鑑み、健診の評価や健診後のフォローのあり方を再点検し、より適切な健診実施方法を構築すること。</p>

(3) 潜在化リスクの早期発見

課題	提言（改善策）
<ul style="list-style-type: none"> 集団に属さない子どもの見守り方法について検討する必要があるのではないか。 周囲に相談できない悩みやストレスを抱える親に対するアプローチ方法を検討する必要があるのではないか。 	<p>【県・市町村】 多部門におけるさまざまな施策と連携して、集団に属さない子どもの効果的な見守り方法を検討すること。</p> <p>虐待リスクを発見した場合の情報共有のあり方の構築や、発見者の初動対応力の向上に取り組むこと。育児に対する悩み等を発信できる機会を増やす方法を検討し、その実践に取り組むこと。育児に対する悩み等を捉えた場合のアプローチの方法を検討すること。</p>